

## 令和7年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和7年10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和7年10月6日（月）
- 2 招集通知日 令和7年10月6日（月）
- 3 招集日時 令和7年10月21日（火）午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 4名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
稲田	岩井 芳郎	仁井田	島木 登	大東	加藤 正直	長沼	森田 正樹

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局長 古川 一夫  
農政係長 吉田 奈津子  
農地係長 有我 宏和  
経済環境部農政課 主事 増田 佳祐

- 10 議案

議案第42号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第30号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

11 その他

12 開 会 (午前9時30分)

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号2番 関口明夫農業委員と3番 古川修一農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前10時00分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和7年10月22日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和7年 第10回総会

令和7年10月21日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第42号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第76号から第83号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第42号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議  
のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第42号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意  
見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定につ  
いて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第58号を森田推進委員お願いし  
ます。

森田推進委員 受理番号第58号についてご説明申し上げます。

先日、五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は地元に住んでおらず、耕作をお願いしている方が高齢でこれ以上  
続けられないということで土地の買い手を探していたところ、農業を営んで  
いる譲受人との売買が決まったそうです。これらのことから許可上特に問題  
はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第59号を島木推進委員お願いいたします。

島木推進委員 受理番号第59号についてご説明申し上げます。

10月16日に森合農業委員と現地調査を行いました。

譲受人が以前3条許可を受けて購入した土地の隣にある申請地を規模拡大

のために譲渡人から土地を譲り受けるそうです。譲渡価格も話し合いで決めたとのことなので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、受理番号第 60 号を岩井推進委員お願ひいたします。

岩井推進委員 受理番号第 60 号についてご説明申し上げます。

10 月 15 日に閑口農業委員と現地調査を行いました。

申請地の売買は不動産の仲介により行うそうです。申請地は自宅の建設予定地の隣にあり利便性がよいところです。農業従事者は 2 名で、農業技術は実家で稻作とイチゴ栽培の経験あるそうです。しばらくは家庭菜園として野菜をつくり、将来は販売まで行いたいそうです。農器具は購入する予定ですが、それまでは近所の知人に借りるそうです。また、農業用水は敷地内に設置した井戸の地下水を使用するそうです。このように営農環境は整っていることか、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 43 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」

異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 43 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 12 号を岩井推進委員お願ひします。

岩井推進委員 受理番号第 12 号について説明申し上げます。

申請者は先ほどの 3 条の受理番号 60 号と同一人物であります

譲受人は申請地に自宅を建設するそうです。農地の集団性を阻害するものではなく、排水は下水道に接続し、土留めとして L 型擁壁を設置するので周囲

の営農環境に支障はなく、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、受理番号第 13 号を加藤推進委員お願ひいたします。

加藤推進委員 受理番号第 13 号について説明申し上げます。

10 月 14 日に関根隆二農業委員、関根久之農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人の孫が車を購入する予定なので駐車場を広げるために、自宅の隣にある申請地を近所の譲渡人から購入するそうです。周辺の農地への影響もなく、土地の価格も互いに決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 28 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です

報告第 29 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 3 件です。

報告第 30 号農地改良行為工事のための届出書の受理について 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

根本農業委員 研修旅行について説明した。

事務局（吉田係長） 農業委員改選説明会の日程等について説明する。

議長 他になければ、これにて令和 7 年第 10 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。